

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

定

款

渡

邊

組



定

款

第 壹 條

當會社ハ合資會社渡邊組ト稱ス

第 貳 條

本會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ必要アル毎ニ總社員ノ同意ヲ以テ支店ヲ設クルコトヲ得

第 參 條

本會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
一、乘客貨物運送營業
二、之ニ附隨スル一切ノ業務

第 四 條

本會社ノ出資社員ノ氏名住所及出資ノ種類價格及責任左ノ如シ

東京市芝區濱松町貳丁目貳拾七番地

一金參萬五千圓也 無 限 渡 邊 組

東京市芝區濱松町貳丁目貳拾七番地

一金五千圓也

無限渡邊庄吉

東京市芝區濱松町參丁目五番地貳拾五

一金壹萬圓也

有限藤越ゆき

第五條 本會社ハ無限責任社員渡邊庄吉ニ於テ代表スベキモノト

ス

第六條 本會社ノ無限責任社員ハ總社員ノ同意アルニアラサレハ

其持分ノ全部又ハ一部ノ讓渡ヲナスコトヲ得ス

但有限責任社員ハ無限責任社員全員ノ同意ニテ足ル

第七條 本會社ノ社員ニシテ會社ニ不利益ヲ與ヘ又ハ與ヘントス

ル行爲アリタルトキハ他ノ社員ノ同意ニヨリ除名スルコトヲ得

第八條 有限責任社員ハ適法ノ規定ニヨリ會社ノ諸帳簿ヲ檢閲ス

ルコトヲ得ト雖モ社員外ノモノニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 本會社ハ毎年六月、拾貳月ノ二期決算トシ其翌七月壹日

ニ社員總會ヲ開キ利益金ノ割賦方法ヲ附議スルモノトス

第十條 無限責任社員死亡シタルトキハ其相續人ハ死亡シタル社

員ノ持分ノ拂戻ヲ受ケ又ハ總社員ノ同意ニヨリ入社スルコトヲ得ルモノトス

第十壹條 本會社ノ存立時期ハ此定款作成ノ日ヨリ向貳拾ヶ年トス

第十貳條 本定款又ハ商法ノ規定ニヨリ持分ノ拂戻ヲ爲ス可キ場合

ニ其拂戻額ハ各社員ノ出資額ニ應スルモノトス

右合資會社ヲ設立シ定款ヲ作成シタルニ付キ各自左ニ署名捺印スルモノ也

昭和拾壹年六月參日

東京市芝區濱松町參丁目五番地貳拾五

合資會社 渡邊組

東京市芝區濱松町貳丁目貳拾七番地

渡邊棧 才

同所同番地

渡邊庄 吉

東京市芝區濱松町參丁目五番地貳拾五

藤越 才

以下餘白